曹洞宗法輪寺墓地埋蔵管理委託契約約款

(目 的)

第1条 本約款は、曹洞宗法輪寺墓地埋蔵管理委託契約約款(以下「本約款」という。) は、宗教法人法輪寺が、管理運営する法輪寺永代供養墓・納骨堂"佛のみ園" (以下「供養墓」という。)における埋蔵及び管理と供養に関し必要な事項を 定め、その埋蔵及び管理と供養が適切に行われることを目的とする。

(使用の資格)

第2条 供養墓は、宗教法人法輪寺(以下「当寺」という)の檀信徒であれば過去の宗派の如何を問わず当寺の許可を受けて使用することが出来る。

(埋蔵及び管理と供養の実施)

- 第3条 当寺は、委託者が指定する者の焼骨を供養墓に埋蔵し適切に管理と供養を行う ものとする。
 - 2 供養墓は、当寺の檀信徒でなければ使用できない。
 - 3 その供養は、当寺の所属する宗派の規範に従って行うものとする。また葬儀、法 要、仏事等は当寺の指示のもとに行うものとする。
 - 4 供養墓(納骨堂)については、第一項の埋蔵から 50 年を経過した時は、埋蔵された焼骨を合祀供養墓に合祀することが出来るものとする。
 - 5 合祀供養墓に合祀された焼骨(または、土)は、いかなる場合においても返却しないものとする。
 - 6 当寺は、供養墓に焼骨を埋蔵する時、個別の納骨供養読経を行い過去帳に記載し 年に二回(施食会供養及び供養会)と彼岸に合同供養する。
 - 7 委託者は、「墓地、埋葬等に関する法律」及び本約款に従わなければならない。
 - 8 地震、風水害等に伴なう土砂崩れ、火災等の不可抗力による委託者が被る損害 については、当寺の管理責任はとえない事とする。

(永代志納金及び納骨料)

- 第4条 委託者は、当寺が定める期日までに別表に定める永代志納金及び納骨料を支払 わなければならない。
 - 2 委託者は、契約と同時に所定の永代供養墓納骨申込書を当寺に提出しなければ ならない。二体目からは、追加の納骨申込みをし、追加の納骨料を支払わなけれ ばならない。
 - 3 契約の時点で、埋蔵すべき焼骨の無い場合は、納骨予約申込書を提出しなければ

ならない。

4 既納の永代志納金および納骨料は、返還しない。

(委託者による契約の解除)

- 第5条 委託者は、書面をもっていつでも本契約を解除することができる。
 - 2 前項の場合においては、委託者は、既に支払った永代志納金及び納骨料の返還を 請求することができない。ただし、納骨堂に焼骨を埋蔵していない場合において、 委託者が既に永代志納金及び納骨料を納付しているときは、本契約成立後 1 ヶ月 以内に本契約を解除する場合に限り、当寺は、当該永代志納金および納骨料の 8 割に相当する額を返還するものとする。

(当寺による契約の解除)

- 第6条 当寺は、委託者が永代志納金および納骨料を所定期日までに支払わなかったと きは、書面をもって、本契約を解除することができる。
 - 2 前項に規定する場合のほか、委託者が次の各号の一に該当する場合には、当寺 は相当の期間を定めて債務の履行を催告し、その履行がないときには、書面をも って、解除することができる。
 - ① 当寺の書面の承認を受けずに供養墓使用の権利を他人に譲渡したとき。
 - ② 委託者等が、永代供養墓委託契約の全項目にわたってそのうちの一つに違反した場合。

以上につき、委託者、管理者(当寺)双方合意の上、本契約を締結したので、これを 証するため本書2通を作成し、署名捺印の上、各自1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

(委託者) 住 所 氏 名 電話番号

(管理者) 住 所 静岡県田方郡函南町丹那 325 番地

法人名 宗教法人 法輪寺

住職名 川合 勝成

電話番号 055-974-0802

【別紙】

永代志納金及び納骨料の料金

供養墓埋蔵場所	納骨堂	合祀供養墓
永代志納金	500,000 円	300,000 円
供養プレート料	30,000 円~	30,000 円~

① 申込み時に、本契約押捺と同時に、本籍記載の住民票の添付をお願い致します。